

平成30年度 輝くまちづくり交付金事業 募集要領

=目次=

1	輝くまちづくり交付金事業の目的	1
2	提案応募できる団体等	1
3	提案を募集する事業	1
4	交付金対象事業期間	3
5	事業経費の積算の考え方	3
6	応募方法	3
7	事業の審査、選考	4
8	事業内容の確定及び交付申請	5
9	事業実施	5
10	事業実績報告	5
11	情報公開	5
12	問合・提出先	6
13	応募から実績報告までの手続き	6
14	輝くまちづくり交付金募集要領関係様式	7

釧路市

1 輝くまちづくり交付金事業の目的

本交付金は、市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化を図ることを目的としています。

まちづくりの精神を次世代に引き継いでいくため、釧路市がより輝くよう、市が設定する課題テーマに沿って、市民の皆さんから市と協働して取り組む形でご提案いただいた事業を支援する制度です。

2 提案応募できる団体等

釧路市内に活動拠点又は活動実績があり、釧路市の活性化につながる事業を行う団体、民間事業者で、次の全てに該当すること。

- (1) NPO法人、市民団体（趣味のサークルは除く。）、民間事業者であること。
- (2) 組織の運営に関する規則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる自主的かつ積極的にまちづくり活動を推進する団体であること。
- (3) 予算、決算などについて適正な会計管理が行われていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等でないこと。
- (5) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。

3 提案を募集する事業

以下の要件をすべて満たしていること。ただし、平成28年度・29年度に継続して事業を行った場合、また、平成29年度本交付金採択事業については、(2)のうち過去の釧路市の類似補助金等による事業も含めて新たな取組であることの要件を除き、平成30年度も継続して事業提案することが可能です。

- (1) 市が設定した課題テーマであること。
- (2) 多くの市民参加が見込まれる公益的・公共的な内容で、過去の釧路市の類似補助金等による事業を含めて新たな取組であること。
- (3) 地域課題の解決や地域の活性化につながる事業であること。
- (4) 具体的な成果目標があり、釧路市に広く波及効果が見込まれる事業であること。
- (5) ソフト系事業であること。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象外です。

- ① 釧路市からの他の補助金等を受けている（申請している）事業。
- ② 定例の講演会やイベント、祭り等の年中行事。
- ③ 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業。
- ④ 事業効果が当該団体や特定の個人のみにも帰属する事業。
- ⑤ その目的が主に物品販売である事業。
- ⑥ 公序良俗に反するもの。
- ⑦ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの。
- ⑧ 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの。

- ⑨ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

◆提案事業の課題テーマ

○行政提案枠

結婚支援に資する事業

連携する市担当課：【総合政策部(都市経営課)、こども保健部(こども育成課)】

少子化が問題となっている昨今、若い世代が結婚し次代を担う子どもを安心して生み、育てることができるよう、講座などの事業を通じて若者の結婚に対する不安を解消するとともに、独身の男女に出会いの場を提供する事業(出会いの場を提供する事業のみの実施は対象外)。

釧路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業

連携する市担当課：【産業振興部(観光振興室)】

釧路の夕日は、インドネシアのバリ島、フィリピンのマニラと並んで世界三大夕日の一つとして数えられている。この釧路が世界に誇る素材を活用し、国内だけでなく海外に向けた情報発信を行うことにより、さらなる観光客の誘致につなげることを目的とする事業。

○市民提案枠

地域経済の活性化

釧路市の魅力的な人・モノ・金・情報などあらゆる地域資源を生かし、「域内循環」に取り組み、釧路市ならではの強みを生かした供給と交流の拡大を目指して、地域全体の魅力を高めることができる提案。

地域を担う人材育成

これから先の地域のあるべき姿を考え、次世代の担い手や専門的な人材の育成、全ての人に社会的な居場所と活躍の場を進める点から地域を支える能力の育成につながる提案。

安心して暮らせる都市

医療や福祉、防災、減災などさまざまな分野で市民が、安全・安心に暮らしていける都市づくりにつながる提案。

若い世代を社会全体で支える

人口減少社会に立ち向かうため、若い世代が結婚し、子どもを健全に育てられる環境の整備に寄与する提案。

◆交付金総額 300万円

4 交付金対象事業期間

交付金対象事業の交付決定日から平成31年3月31日までとします（交付決定日前に支出した事業費は対象になりませんので、留意してください）。

なお、平成28年度・29年度に継続して事業を行った場合、また、平成29年度本交付金採択事業については、3年を限度に継続する事ができますが、毎年度、事業継続の提案をしていただき、審査において継続実施が適当であると判断された場合、交付金対象事業はその年度の交付決定日以降のものとなります。

5 事業経費の考え方

下記の項目を基準として、算出してください。

(1) 対象経費

費目	内容
謝礼	事業費全体の1割まで（1割を超える謝礼は対象外）
消耗品費	紙、鉛筆などの事務用品で2万円未満のもの
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの印刷に必要な経費
光熱水費	イベント等を行う会場に必要な電気、水道、灯油など
役務費	郵便料、切手代、電話料、送料、広告料、振込手数料、クリーニング代、新聞折込み手数料、翻訳料、保険料など
使用料・賃借料	会場使用料、コピー機賃借料、レンタル料金など
旅費	事業の実施に伴う従事者の旅費、講師等の交通費など
委託料	会場設営や翻訳など第三者に契約に基づき委託するもの

(2) 対象外の経費

人件費、飲食費、事務所などにかかる事業の実施に直接関係のない光熱水費、維持管理費、備品購入等に要する経費です。

※いわゆる運営費に類する経費は対象外です。

(3) その他

概算経費、経費内訳の作成の際は、予め複数社から見積りを徴取するなど、事業実績報告時に交付金の返還が生じないよう、十分に計画して積算してください。

また、事業実績報告時には、対象経費だけでなく、対象外経費についても支出内容が確認できる書類が必要になります。

6 応募方法

事業の提案をする場合は、次の書類を作成し、定められた期間内に市民協働推進課へ提出してください。なお、事業の提案は、1団体（提案団体）につき1件の提案とし、提出された書類については返却しません。

(1) 提出書類

- ① 事業提案書（様式1）
- ② 提案事業計画書（様式2）
- ③ 事業概要【継続事業用】（様式3）※継続事業のみ
- ④ その他必要書類

応募団体の要件を満たしていることが確認できる資料

※提案団体の会則、規約、事業報告書、収支決算書、構成員名簿など

(2) 提出方法

上記①の書類に押印のうえ、釧路市役所市民協働推進課へ持参、もしくは郵送してください（メールでの提出は不可）。

(3) 提出部数 1部

(4) 応募期間 平成30年4月18日（水）～5月14日（月）必着

7 事業の審査、選考

(1) 事業の審査

提出された事業は、書類受付、審査を経て事業採択し、交付決定します。

① 書類受付

提案団体の応募資格や事業の対象要件等、本交付金事業の対象であるかを確認し、受け付けします。

② プレゼンテーション審査

「輝くまちづくり交付金提案事業審査会」により審査されます（審査会は公開です）。事業概要や事業成果、波及効果などについてプレゼンテーションを行い、審査員からの質疑に回答していただきます。

(2) 審査基準（審査基準50点）

1. 公益性 （配点：15点）	市民と行政が共有する地域課題の解決や地域の活性化につながる事業であるか。
2. 波及効果 （配点：5点）	事業の実施に伴う幅の広い波及効果が期待できるか。
3. 協働・連携 （配点10点）	事業に市（担当課等）との協働・連携の要素が含まれているか。また、行政が果たすべき役割が明確であり、妥当性はあるか。
4. 実現可能性 （配点：10点）	実施体制や実施方法、スケジュール、経費の見積りは合理的か。成果目標の設定に妥当性があり、実現性、実行性が高いか。
5. 団体の事業遂行能力 （配点：10点）	事業を遂行するために団体の基盤（人員、自己資金等）が十分に整っている、あるいは事業構築していく能力があると認められるか。

(3) 交付金対象事業採択の決定通知

審査結果は審査会終了後すみやかに、提案団体宛に採択決定通知（審査員意見等を併記）をもって通知します。

8 事業内容の確定及び交付申請

「採択決定通知」を受けた事業は、内示額と審査意見等を反映させて、申請書等の関係書類を作成し、採択通知を受けてから30日以内に提出してください。

申請に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 交付申請書（交付要綱様式第1号）
- (2) その他必要書類

※採択決定通知は、交付決定ではありません。応募した事業について採択決定通知を受けた団体等は、交付要綱（採択通知に同封）の手順に沿って、交付申請書等を提出してください。

※事業開始予定日が年度の後半にあるなど30日以内に提出するのが難しい場合には、その旨、ご連絡ください。なお、30日以内に連絡もなく申請書が提出されない場合は、採択を取り消す場合があります。

9 事業実施

交付申請書（交付要綱様式第1号）の提出後、市が交付決定を行い、交付決定書（交付要綱様式第2号）を申請者（実施団体）に送付いたします。交付決定日以降の事業費が対象となります。

※交付金は、交付申請及び交付決定を経て、請求により交付（指定の口座に振込）いたします。

※交付決定後は、随時、実施団体からの請求を受け付けます。

※事業で実施するイベント等のポスターやチラシ及び看板等に、当交付金採択事業の表示を行っていただきます。

10 事業実績報告

- (1) 事業実績報告

事業完了後1カ月以内あるいは平成31年3月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書（交付要綱様式第5号）
- ② 添付書類

- ・ 支出内容が確認出来る書類（請求書、領収書、納品書、委託契約書等の写し）
- ・ 事業の成果物（作成した印刷物、写真等）

※提出された事業実績報告書により交付金額を確定します。

※支出内容が確認出来る書類は、対象経費だけでなく、対象外経費についても提出していただきます。

※支出した対象経費が交付決定額に満たない場合や不適切な支出が認められた場合等には、交付決定額の変更を行い、交付金の返還を求めることがあります。

※事業実績報告に係る書類は、事業終了後の翌年度に、市ホームページに掲載を予定しております。

11 情報公開

事業の公募や申請に関する書類等は、個人情報に配慮の上、市の広報紙やホームページ等で公表するとともに、審査会等の資料は、来場者に配布いたします。

12 問合せ・提出先

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎2階
TEL : 0154-31-4504 (直通) FAX : 0154-23-5220
E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

13 応募から実績報告までの手続き

時期	手続き
4月18日～ 5月14日	○提案事業の募集・受付 ・申請書等必要書類を市役所に提出してください。
5月下旬(予定)	○審査会開催通知 ・審査会開催に係る日時、場所を通知いたします。
6月1日(金) (予定)	○審査会(プレゼンテーション審査)の開催 ・提案団体参加のもと審査会を開催します。 ○採択事業の決定通知、審査結果の公表 ・採択事業を決定し、提案団体に通知するとともに、審査結果を公表します。
6月中旬(予定)	○事業内容の確定、交付申請 ・審査委員意見を反映して事業内容を確定し、交付申請書等の書類を提出していただきます。 ※随時、交付金の請求、交付
6月中旬から	○事業の実施
翌年 3月31日まで	○事業の完了、実績報告 ・事業が完了した日から起算して1ヶ月以内または、当該年度の末日のいずれか早い期日までに関係書類を提出してください。 ○交付金の確定、返還

14 輝くまちづくり交付金募集要領関係様式

様式1 輝くまちづくり交付金 事業提案書

様式2 輝くまちづくり交付金 提案事業計画書

様式3 輝くまちづくり交付金 事業概要【継続事業用】

様式 1

平成 30 年度輝くまちづくり交付金 事業提案書

年 月 日

釧路市長 様

提案者 住 所
団体名
代表者 印

下記のとおり、平成 30 年度輝くまちづくり交付金事業を提案いたします。

記

1 提案事業の名称等

提案事業の名称	
提案事業の事業費 (内対象事業費)	円 (円)
提案事業の期間	年 月 日 ~ 年 月 日

2 団体概要

団 体 名		
代 表 者 氏 名		
所 在 地 (住 所)		
会 則 ・ 規 約 の 有 無	有 ・ 無	
連 絡 先	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	電 子 メ ー ル	

3 事業内容

(1) 別紙 提案事業計画書 (様式 2)

(2) 添付資料 応募団体の要件を満たしていることが確認できる資料

※継続事業の場合、事業概要【継続事業用】(様式 3) も添付

様式 2

輝くまちづくり交付金 提案事業計画書

1 事業内容

団体名	
事業名	
課題テーマ	
事業提案の背景	
事業目的	
事業概要	
事業展開	
成果目標	
波及効果	
実施体制	
連携する市担当課	無 ・ 有 (部 課 ・ 室)
連携する市担当課が果たすべき役割 (※有の場合)	

様式 3

輝くまちづくり交付金 事業概要【継続事業用】

団 体 名	
事 業 名	
前年度の事業実績・成果	
前年度までの事業との主な 相違点（変更・改善点）	
特 記 事 項	※事業継続に向けた、アピール等、ご自由に記入してください。

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働担当
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所本庁舎2階
TEL : 0154-31-4504 (直通) FAX : 0154-23-5220
E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp